

来賓挨拶



知的財産高等裁判所 所長 設楽 隆一

本日は、特許庁技術懇話会のパーティにお招きいただき、ありがとうございます。

特技懇は、特許庁の現役の審査官、審判官及びそのOBの方々が会員となって、交流し、意見交換をされる、長い歴史のある集まりであると聞いております。

特に毎年4回発行される特技懇という雑誌を拝見しますと、そのレベルの高さに驚かされます。この雑誌には、これまでの知財高裁所長の挨拶も掲載されていますので参考のためにこれを見ようと思い、雑誌の特技懇を拝見しましたが、ついつい、過去の挨拶よりも中の記事の方がおもしろくて拝読することになり、この挨拶を考える時間がなくなってしまったほどです。

たとえば、米国のアミカスキュリエという制度が必要かという論文を拝見しましたら、最近の米国最高裁の知財関連の判決22件を分析し、CAFCの判決を覆すものが多いだけでなく、アメリカ政府の訟務長官のアミカス意見書を採用しているものが多いとの分析結果が載せられていました。これなどは過去の最高裁判決とCAFCの判決及び米国政府の訟務長官のアミカス意見書を分析した労作であり、大変興味深いものでした。

また、この雑誌を拝見しますと、改めて、特許庁は、その本来の業務である審査や審判に力を入れ、審査待ち時間の短縮化等を目標としてその業務に励ん

でおられるのみならず、これに加え、国際的な機関に人を派遣して、海外の最新情報を収集し、また、ASEANなどの海外での特許の審査実務の支援作業にも熱心であり、この分野でも相当の成果を上げておられるということが、よくわかりました。

企業の経済活動のグローバル化が進むにつれ、質の高い迅速な特許審査、審判が、グローバルな範囲で必要となっており、その必要性は、今後も次第に高まることはあっても、減少することはないというのは、おおかたの一致した意見ではないかと思います。そのために、日米欧の特許庁や欧州の特許庁を加えた会合や日米欧中韓の五大特許庁の会合などを通じ、今後も国際調和や、経済のグローバル化に見合った審査、審判のための国際的な枠組み作りとそのための協議が続けられていき、この分野では、10年後には、我々が予想していなかったような大きな変化と発展があることもあながち夢ではないと思います。

そのためには、日本の特許庁においては、米国特許庁などと比べても少ない人数で、国際的に見ても質の高い審査、審判を実施していることは、すでに定評のあるところかと存じますので、現在のところ、英語以外の外国文献の調査などの課題もあるとは聞いておりますが、そのような課題も近いうちに克服され、この努力を今後も継続され、経済のグローバル化に対応した審査、審判の将来のグローバルな枠組み作りにおいても、国際的にも大いにリーダーシップを発揮していただければ幸いです。

話は変わりますが、インターネットでTEDと入力すると、TEDというidea spreading talkの中で行われている多数のスピーチをインターネット等で見る事ができます。このTEDに出てくる人は、自分自身の独創的なアイデアや意見あるいは貴重な経験をわずか10分か15分の中で、わかりやすく話し、世の中の人にこれを伝えてくれますので、大変おもしろく、私は最近をよくこのTEDを見ています。

多数のTEDトークのうち、私が最近見たものの中で非常に印象に残ったものの一つが、15歳のアメリカの少年が、自分の親しかったおじさんが臓器を移植してなくなったこ



とにショックを受け、膵臓がんのことを調査した結果、その検査方法が60年も前の方法であり、検査費用も高く、精度も悪いため、あまり実効性がなく、膵臓がんになると、手遅れになって亡くなる人が多いという現状とその課題を認識し、自分で新たな検査方法を見つけたいと思い、これを発見したという話です。ご専門の方も多いので、この発明を1、2分で要約しますが、この少年は、GoogleとWikipediaだけで、血液中の8000種類ものタンパク質のリストから一つ一つを調べていき、膵臓がんになるとその早期の段階でもともと微量ではあるけれども急激に増加するタンパク質を、リストの4000番目くらいの順番で探し出し、次に、そのタンパク質を何らかの方法で検査するというアプローチをし、検査方法については、カーボンナノチューブ技術の応用を思いつき、カーボンナノチューブと特定のタンパク質に反応する抗体を液体中で混合したものをリトマス試験紙のような紙に付着させ、抗体の反応量に応じて電気特性が変化するものを作り上げ、これで膵臓がんを検査するというアイデアに至りました。もっとも、カーボンナノチューブはもろいので、これを実用化するために、この構想を全米の200の大学、研究所に送り、実用化のための試験研究への協力を依頼したところ、素晴らしいアイデアだという賞賛の声は全くなく、199の大学や研究所から、そんな現実的ではないことには付き合えないという趣旨の断りの手紙をもらい、最後に、ある研究所から、来てみないかとの誘いを受け、そこでも面接で厳しい口頭試問の結果、やっと実験を認められ、7ヶ月の試行錯誤の結果、わずか5分で検査でき、費用も3セントですみ、これまでの400倍の感度で検査できる検査方法の実用化に成功し、その後、オバマ大統領にも呼ばれ、賞賛されました。

私がこの話で、感動したところは、15歳の少年が大好きなおじさんが膵臓がんて亡くなったことにショックを受け、これを契機として、早期膵臓がん発見のための検査方法を、何ヶ月もかかって、インターネットからの情報を駆使して、自分自身の創造的なアイデアにより、発明の構想を完成したという点であります。今の時代は、インターネットを駆使すれば、創造的なアイデアの持ち主であれば、15歳の少年でもここまでのことができる、ということは、私が若いときには、考えもしないことでした。私などは、発明とか研究とかは、大学から大学院に行き、研究者になって初めてできることと思っていましたので、目から鱗という感じでした。同時に、今の時代の若者には、この少年に刺激され、何か世の中の役に立つ発明に挑戦してほしいと思うほど、このTEDTALKは非常に強く印象に残りました。現代では、インターネット環境さえあれば、ここまでのことができるのですから、創造的なアイデアを持った若い人にとっては、大きなチャンスであり、大変幸せなことだと思います。



なお、このTEDを見たときに、感動を覚えながら、ついでに考えたことは、果たしてこの少年は、特許を申請したのであろうか、申請するとして、この発明について、どのような出願をし、どのような明細書とクレームを書けば、発明を残すところなく保護し、また広くなりすぎずに保護することができるのであろうか、また、どこかの製薬企業がこれを製品として売り出すのであろうか、日本では、いつこの検査技術が実用化されるのであろうか、などの疑問でありました。

この中で、出願や明細書の作成については、まず弁理士さんが考えることでしょうか、その出願を審査、審判されるのは皆さんです。言い換えれば、皆さんはこのような価値のある発明を適正に保護をする使命を負っている、ということだと思います。特許庁のみならず、知財高裁におりましても、とかくいろいろな明細書、いろいろな紛争に会い、限界事例的なものを多数見ることになります。そのような中で、日頃の仕事に埋没して忙しく働きますと、ついつい、価値ある発明あるいは創作的な発明を適正に保護していくという原点を忘れてしまうこともないわけではありません。日頃の仕事に疲れたときには、この15歳の少年の発明の話思い出して、明るい気持ちで、発明者フレンドリーな、審査、審判をしていただければと思います。裁判所としても、様々な紛争がございしますが、発明の適正な保護、特許権の適正な保護を目的として、バランスのよい判断をしていきたいと思っています。

これからは、経済のグローバル化に伴い、知的財産権や知的財産権に関する紛争がさらにグローバル化していき、それに伴う知的財産制度の自体の改良ないし発展も必要になってくると思われます。このようなグローバルな環境の中で、この特技懇の場が、皆様にとっても、実務を進展させていくための、より充実した意見交換の場となっていくことを期待しております。

簡単ではございますが、以上をもちまして、私の挨拶とさせていただきます。ご静聴どうもありがとうございました。